

令和7・8・9年度 淀川区子育てサービス利用者支援事業業務委託（長期継続契約）
にかかる公募型プロポーザル方式による選定結果について

「令和7・8・9年度 淀川区子育てサービス利用者支援事業業務委託（長期継続契約）」にかかる公募型プロポーザルを実施し、学識経験者外部メンバーによる選定会議を経て、次のとおり委託予定事業者を決定いたしました。

1 案件名称

令和7・8・9年度 淀川区子育てサービス利用者支援事業業務委託（長期継続契約）
契約期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

2 選定した委託予定事業者

社会福祉法人 博愛社

3 公募期間

令和6年12月23日から令和7年1月31日

4 選定委員

選定委員名簿（敬称略・五十音順）

委員氏名	資格・役職等
今津 香	保育士、元大阪総合保育大学児童保育学科 非常勤講師
辻川 松子	大阪市こども文化協会会長、大阪第一人 権擁護委員協議会委員、淀川地区更生保 護女性会会長、野中地域活動協議会会長
中島 美智子	保育士、大阪市児童福祉審議会委員

5 選定会議について

（1）開催日

第1回 令和6年12月10日（火）

第2回 令和7年2月12日（水）

（2）内容

①選定方法

申請書・企画提案書に基づく応募事業者からのプレゼンテーションの後、ヒアリングを実施し、審査を行いました。

（選定委員は、選定基準に沿って審査を行い、採点表に評価を記入する。）

各委員の合計点（100点×3人分）を評価点（最大300点）とし、評価点が高い事業者を採用とする。ただし、全ての参加事業者の評価点が180点未満の場合には、受託予定事業者

を選定しないことがある。)

②選定基準

評 価 項 目		配 点
1 基本的な考え方	・ 児童福祉に関する理解が認められるか。〈5点〉 ・ 子育て家庭に対する理解が深いものと認められるか。〈5点〉 ・ 母子保健に関する理解が認められるか。〈5点〉 ・ 児童虐待に関する理解が認められるか。〈5点〉 ・ 障がい児支援に対する理解が認められるか。〈5点〉 ・ 人権問題について正しく認識を持って業務の遂行ができるか。〈5点〉	30 点
2 事業実績	・ 子育て相談について豊富な実績を有しているか。〈10点〉 ・ 地域連携について豊富な実績を有しているか。〈5点〉	15 点
3 事業計画	・ 地域の子育て家庭のニーズに合った事業内容か。〈5点〉 ・ 地域の事情を把握して地域特性に応じた事業展開が可能か。〈5点〉 ・ 地域との連携・協働体制作りのための具体的方策が、効果的かつ妥当であるか。〈5点〉 ・ 地域連携により利用者への適切な支援を行うための効果的な提案がなされているか。〈5点〉 ・ 地域の子育て資源の開発・育成について効果的な提案がなされているか。〈5点〉 ・ 企画提案内容が創意工夫された内容となっているか。〈5点〉 ・ 配置職員の資格や人数は適正であるか。〈5点〉 ・ 広報、周知方法の工夫は見られるか。〈5点〉 ・ 収支計画は妥当であるか。〈5点〉 ・ 個人情報保護に関する取組内容は適切か。〈5点〉 ・ 苦情解決の仕組みがあり、責任者は明確か。〈5点〉	55 点
合 計		100 点

③応募事業者

社会福祉法人 博愛社

④選定結果（選定委員の評価点の合計点）

評価項目	評価点
1 基本的な考え方	83 点
2 事業実績	41 点
3 事業計画	149 点
合 計	273 点